

令和2年度第1回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 会議要旨

開催日時	令和2年10月2日(金) 14:00~15:20		
開催場所	溝辺総合支所 第1・2会議室		
出席委員	有馬委員長、今吉委員、岩元義明委員、末永委員、鎌田委員、山下委員、岩下委員、内村委員、東郷委員、重森委員、徳丸委員、土井委員、万膳委員、米丸委員、岩元晃一委員、林委員		
事務局	藤崎地域政策課長、横山地域政策グループG長、鶴園主事補 齋藤溝辺総合支所地域振興課長、西溜主幹、重丸主査		
関係者	鹿児島空港事務所 原総務課長、代田総務課長補佐 県交通政策課 三角航空対策係長、福坪主事		
公開・一部非公開又は非公開の別	公開	傍聴人数	なし
会次第			
1. 開会			
2. 委員の委嘱			
3. 委員長及び副委員長の選出			
4. 委員会の運営について			
5. 協議 空港周辺地域環境整備事業の概要及び見直し案について			
6. 報告			
(1) 航空機騒音監視測定局における航空機騒音測定結果について			
(2) 鹿児島空港における航空路線の状況について			
7. その他			
8. 閉会			
審議結果等の概要 長 ：委員長 委 ：委員 事 ：事務局 国 ：空港事務所 県 ：交通政策課			
3. 委員長及び副委員長の選出について 委員の互選により、委員長に有馬委員、副委員長に末永委員を選出した。			
4. 委員会の運営について 霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、公開とし、併せて会議結果については、後日ホームページで公開することに決定した。			
5. 協議事項 空港周辺地域環境整備事業の概要及び見直し案について 事務局が、資料1「空港周辺地域環境整備事業の概要及び見直し案について」に沿って説明。委員からの主な質疑等は次のとおりである。			
長 空港周辺地域環境整備事業の見直し案として、「空調機の更新限度回数の拡大」、「社会福祉法人等が社会福祉施設等の環境改善を図るための事業に対する補助の創設」の2点が示された。事務局から提案のあった事業計画の変更に当たっては、県との事前協議が必要になるケースがあり、まずは、当該変更案について県交通政策課の意見を伺いたい。			
県 当該変更案については、基金条例第1条が規定する基金設置目的に合致するとともに、過去の事例と照らし合わせて、妥当なものと思料されるため、前向きに検討することとしたい。			

- 【委】平成4年の空港運用時間の延長に伴い基金が設置された。その後、平成29年に再度の時間延長がなされた。平成29年以前の転入者は空調機の更新について対象にならないのか。
- 【事】平成4年から平成29年に転入した方を補助対象に加えた場合、資料のシュミレーションと同様、基金が残高不足に陥る可能性がある。また、併せて、現在の地域の生活環境を踏まえ、基金対象区域の再設定を行った場合、基金対象区域から除外される世帯が発生する可能性がある。平成29年の運用時間の延長の際は、それらの課題を踏まえ、本委員会において様々な議論がなされたところであり、その協議結果や県との調整を踏まえ、各地区自治公民館等に対し補助金を交付したところである。
- 【委】平成29年の時間延長の際、委員会において、個人又は団体のいずれに対して補助をすべきか議論がなされたところである。個人に対して補助を行うことにした場合、その者の転入日を考慮すると地域内における公平性を担保できなくなるため、地区自治公民館に対し補助金を交付することに決定した。補助金の使途は、地区自治公民館内の協議で決められるため、地域が望む事業に充てることが可能である。
- 【長】昨年度の委員会において、「平成4年以降の転入者に対しても補助金を交付すべき」との意見に対し、財政シュミレーションを実施した上で回答する旨を申し上げた。その結果、平成4年以降の転入者に補助金を交付する場合、令和15年度に残高不足に陥る可能性があり、平成4年前から基金区域内に居住している方は、2回目の更新ができなくなることになる。そのような状況や委員会からの要望等を踏まえ、今回、更新限度回数の拡大と社会福祉施設等への補助を提案した次第である。
- 【委】資料の7ページに昨年度の委員会が出された意見として、「意見3 騒音・環境対策等に対する実質的な事業の実施」が掲載されている。この意見は、航空機の騒音が子ども達の学習環境を阻害しているため、その騒音対策を講じてほしい旨の趣旨であったと記憶している。その対策についてはどのように考えているか。
- 【事】学校については、航空機燃料譲与税を活用し騒音対策を講じている。また、教育施設を含む社会福祉施設等については、今回、新規事業として提案したところである。
- 【長】ヘリコプターやセスナ機の騒音に対する対策については国の管轄であるため、空港事務所にも回答をお願いする。
- 【国】防音壁やブラストフェンスの整備については、実現に至っていないところではあるが、本年度も引き続き要望をあげているところである。エンジンテストについては、エンジンの向きを滑走路側に変えることにより、騒音の軽減に努めているところである。
- 【委】夜間のエンジンテストに関する苦情を耳にするがその点は如何か。テストの時間帯は変更されないのか。
- 【国】運行の終了時刻である22時から翌朝の6時30分まではエンジンテストを禁止している。ただし、航空機の整備作業をする際に電源車を使用するため、その音が騒音となるケースがあるようである。
- 【委】同時間帯のエンジンテストの禁止は、いつから定められたのか。
- 【国】確認後、報告する。
- 【委】ヘリコプターやセスナ機の騒音が大変うるさいが何か対策を講じているのか。
- 【委】セスナ機が爆音を響かせながら運航している。
- 【国】ヘリコプターやセスナ機の騒音については、空港事務所に対しても苦情が寄せられている。相談者からの情報により、該当する機体を確認した場合には、必要に応じて指導を行っているところである。また、小型航空機の運航者に対しては、年に1回、空港事務所で講習

会を開催し、騒音が発生しない対策をとるよう注意喚起をしているところである。

長 市は、ヘリコプターやセスナ機の騒音対策について、空港事務所長に対し要望を出しているところであり、空港事務所は、それぞれの航空会社や運航者に対して要望及び注意喚起を行っている。本日、改めて、委員から厳しい意見を伺ったので、空港事務所は対応方を願います。

長 それでは、空港周辺地域環境整備事業の見直し案について、提案のとおり承認してよいか。
＜異議なしの声＞

長 同整備事業の見直し案については、提案のとおり承認することに決定する。

6. 報告

(1) 航空機騒音監視測定局における航空機騒音測定結果について

国 令和元年の麓共同利用施設の測定値は年間値で 57LDEN であり、環境基準値である 62LDEN を下回ったところである。

委 以前、茶畑で騒音測定をされていた。最近、航空機は離陸後西側に旋回するため、以前と同一の場所で騒音測定を実施していただきたい。

事 国は麓共同利用施設で年間を通じて騒音測定を行っている。県は、空港周辺では給油施設の〇〇氏の家の近くで騒音測定を行っており、そこは第1種区域に該当する。その結果については、県のホームページで公開されている。

(2) 鹿児島空港における航空路線の状況について

県 運用時間延長時間帯におけるダイヤ設定状況は、早朝時間帯が JAC の徳之島便 7:25、喜界便 7:30、深夜時間帯が ANA の伊丹便 21:05、JAC の松山便 21:10、ソラシドの沖縄便 21:10 である。国際線については、新型コロナウイルスの影響により全便が運休している。国際線ターミナルビルの増改築工事が行われ、去る 7 月 31 に竣工したところである。県における騒音対策の取組状況として、JAC の保有機材は最大 22 機であったところであるが、今後は 9 機まで減少し、全て新型機となる予定と聞いている。保有機材の減少や、機材更新による整備間隔の長時間化などにより、エンジンテストの回数は毎年減少傾向にあると聞いている。なお、県及び国においては、同社の新型機材導入に対する支援を実施しており、従来の機材と比較して静音性が高くなることに伴い、エンジンテスト時や飛行騒音の低減に繋がるものと考えている。また、霧島市と歩調を合わせ、航空機騒音の発生源対策として、防音壁やブラストフェンスの整備について、国に要望しているところである。

8. 閉会

会議資料

【配付資料】

令和 2 年度第 1 回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 資料